

# 金沢のゴミ手数料

## 廃止の市長約束、しばしおあずけ

### 判決確定後にメド

1/29 浅亮(輔) 違法訴訟に市は高姿勢

全国の市町村から裁判の成り行きが注目されていた金沢市のゴミ収集手数料問題は、二十八日朝開かれた金沢地裁の判決公判で訴えられた市側の勝利となり、ゴミ手数料徴収は合法と認められた。敗訴となった原告側の浅井茂人市議や梨木作次郎弁護士は「判決は大きな誤りがある。控訴して最高裁まで持ち込みたい」と近く名古屋高裁金沢支部に控訴の手続きをとる予定であり「近き将来手数料は廃止したい」と、市議会など廃止の意向をもっている徳田市長も、法廷闘争が長く、他市町村への影響もあり、すぐには実現は難しいと打ち明けた。

梨木弁護士は「判決について」「判決による市が特定の個人の利益のために行う事務には手数料を徴収してはならない」と地方自治法二百二十二条を適用したが、ゴミ収集の仕事は単に市民の利益のためではなく環境衛生という公益上の必要から行なわれる行政上の事務である。行政上の事務に手数料を徴収しては税金の二重とされた。判決は公益性というゴミ処理の性格を認めなかった決定的な誤りを犯している」と控訴の意思を表明している。

また浅井市議は「この判決は市民が高い税金を納めているのにゴミも取ってもらえないという不公平な判決だ」と、不服をあらわしている。

これに対する市当局では「歩もあとへひかない意気込み。徳田市長は「これは金沢市だけの問題ではなく全国の地方自治体に影響するところだから、きり黒白をひきわけなければならない。手数料は当然ながら市の財政が豊かになる徴収すべきもの。豊かになければ徴収してはならないものだ。勝訴は当然」とあくまで法廷ではっきりさせる態度を示している。

ところが徳田市長はこれまで議会の答弁や婦人会の陳情に対して「ゴミの手数料による収入はわずかなものであり来年度とはいわずに、近いうちに廃止するつもりだ」と答えていた。これは見方によって、判決がおりて黒白がはっきりしてきている。

きりてからとみられるが、そうすれば控訴される。再び高裁で黒白を争うことになり、市長としては裁判継続中に廃止できない状況に追い込まれるわけだ。

金沢市がゴミ手数料を徴収したのは三十六年一月から。市の清掃対策が不備であるとの市民の苦情から、当時の土井登市長が三十五年第一回市議会で案例を提案、承認を得たものの、この議会で土井氏は「金沢市の財政で非常に多くの仕事がある。これらの事業を削って清掃事業に予算を充てるわけにはいかない。地方自治法では手数料を徴収してはならない」と答弁している。

現在、金沢市以外の主要都市で手数料を徴収しているのは県内、小松、七尾、加賀、輪島、珠洲、県外では大阪、仙台、新潟、岐阜、福井など。逆に徴収していない都市は県内では羽咋、県外では富山、石川、京都、横浜、神戸、長野など。徴収、非徴収は約半々に分かれている。